

名古屋市職員共済組合公報

発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市職員共済組合

編集兼発行人 名古屋市職員共済組合事務局長
日比野 俊典

目次

公 告

1 定款の変更

- ・名古屋市職員共済組合定款の一部変更等……1

2 規則の改正等

- ・住宅資金貸付規則の一部を改正する規則……3
- ・貸付金規則の一部を改正する規則……5
- ・名古屋市職員共済組合運営規則の一部を変更する規則……8

3 規程の改正等

- ・管理規程の一部を改正する規程……13
- ・名古屋市職員共済組合審査会運営規程及び長期給付手続規程を廃止する規程……14
- ・運用規程の一部を改正する規程……15
- ・名古屋市職員共済組合個人情報保護規程……16
- ・名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報
の適正な取扱いに関する規程……25
- ・短期給付及び附加給付等支給手続規程の一部
を改正する規程……35
- ・名古屋市職員共済組合の指定する医師……36

4 予算

- ・平成27年度変更事業計画及び予算…… 36

人事異動…… 54

1 定款の変更

●名古屋市職員共済組合定款の一部変更等

名古屋市職員共済組合定款の一部変更等をここに公告する。

平成27年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 新 開 輝 夫

名古屋市職員共済組合定款第2号

名古屋市職員共済組合定款の一部変更等について

第1条 名古屋市職員共済組合定款（昭和37年名古屋市職員共済組合定款第1号）の一部を次のように変更する。

第32条第7号を削る。

第33条第1項中「、任意継続組合員及び特例継続組合員」を「及び任意継続組合員」に改め、同条第2項中「第9項」を「第8項」に改め、同条第9項を削る。

第34条中「及び特例継続組合員」を削り、「行なう」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に改める。

第45条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「行なわれて」を「行われて」に改める。

第10章を第11章とする。

第44条中「第1号」の次に「。以下「施行規程」という。」を加え、「、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。」を「、1,945円とする。」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第9章を第10章とする。

第8章を次のように改める。

第9章 削除

第41条 削除

第40条第1項本文中「数値」を「割合」に改める。

第40条の2中「施行令第48条第3項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「施行令第46条の2の規定による標準報酬の月額」に、「同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額」を「同条に規定する標準報酬の月額」に改め、ただし書を削り、同条を第40条の3とする。

第40条の次に次の1条を加える。

（任意継続組合員の標準報酬の月額の特例）

第40条の2 施行令第46条の2第1号に規定する組合の定款で定める割合は、100分の20とする。

第7章を第8章とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 共同業務

(共同業務)

第38条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務（以下「共同業務」という。）を行う。

附則第10項から第12項までを削り第9項の次に次の2項を加える。

10 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）を行う。

11 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第42条中「退職等年金経理、」とあるのは、「退職等年金経理、経過的長期経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。

第2条 名古屋市職員共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日公告第1号）の一部を次のように変更する。

第2条中附則第12項の次に次の1項を加える変更規定を削る。

附則第4項中「第2条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2」を「名古屋市職員共済組合定款の一部変更等（平成27年9月30公告第2号）第1条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2、第40条の3」に改め、「並びに任意継続掛金」を削る。

附則第5項を次のように改める。

5 名古屋市職員共済組合定款の一部変更等（平成27年9月30公告第2号）第1条の規定による変更後の第40条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。

附則に次の1項を加える。

6 名古屋市職員共済組合定款の一部変更等（平成27年9月30公告第2号）第1条の規定による変更後の第40条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

附 則

1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公告の日から施行する。

2 第44条の規定にかかわらず、平成27年度における施行規程第7条第1項の規定により定款で定める金額は、次の各号に掲げる経理の区分に従い、当該各号に掲げる金額とする。

一 短期経理 1, 945円

二 長期経理 1, 354円

2 規則の改正等

●住宅資金貸付規則の一部を改正する規則

住宅資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

平成27年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 新開輝夫

名古屋市職員共済組合規則第2号

住宅資金貸付規則の一部を改正する規則

住宅資金貸付規則(昭和63年3月14日名古屋市職員共済組合規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6号」を「第5号」に改める。

第3条中「長期経理」を「経過的長期預託金管理経理」に改める。

第5条第1項第1号中「法第2条第1項第5号に規定する給料をいう。以下この条において同じ。」を「地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる給与をいう。以下同じ。」に改め、同号の次に次のイからニを加える。

イ 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（ハに掲げる者を除く。）である組合員 その資料を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給料

ロ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうちイ及びハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

ハ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

ニ 借受資格を有する者のうちイからハまでに掲げる者の以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

第6条第1項の次に次の1項を加える。

2 貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第13条第1項中「4. 3 6」を「4. 4 6」に改め、「第7条第2項」を「災害貸付及び災害追加貸付にあつては年3. 7 2%、第7条第2項」に改め、「4. 1」を「4. 2」に改める。

第14条第4項中「同法第9条に規定する部分」を「同法第19条に規定する部分休業」に改める。

第15条第2項中「償還を猶予することができる。」の次に「この場合において、当該猶予した期間に係る利息は第13条の規定にかかわらず年2. 4 2%とする。」を加える。

附則第4項第1号を次のように改める。

一 財政融資資金利率が年2. 4%を超え年4. 2%を下回っている場合 毎年の1月1日及び7月1日から、1月1日にあつては直近の10月1日、7月1日にあつては直近の4月1日における財政融資資金利率に0. 2 6%を加えた利率（災害貸付及び災害追加貸付にあつては当該利率に12分の10を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第2位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）、在宅介護対応住宅貸付にあつては財政融資資金利率）

附則第4項第2号中「年2. 6 6%（在宅介護対応住宅貸付にあつては年2. 4%）」を「年2. 6 6%（災害貸付及び災害追加貸付にあつては年2. 2 2%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年2. 4%）」に改める。

附則第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第15条第2項に規定する貸付金の利率は、平成7年10月1日から特例期間等の終了の日までにおいては、特例として第15条第2項の規定にかかわらず、財政融資資金利率が改定された日（理事長が必要と認める場合には、当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日）から年1. 7 2%とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 改正後の住宅資金貸付規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和

26年法律第100号)第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの(以下「財政融資資金利率」という。)が年4.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日(以下「特例期間等の終了の日」という。)以前に貸し付けた住宅資金の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第13条第1項に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた住宅資金の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日(以下「改定日等」という。)の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金にかかる未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた住宅資金の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金(第18条第1項各号の事由に該当するものを除く。)を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

●貸付金規則の一部を改正する規則

貸付金規則の一部を改正する規則をここに公告する。

平成27年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 新開輝夫

名古屋市職員共済組合規則第3号

貸付金規則の一部を改正する規則

貸付金規則（昭和50年3月28日名古屋市職員共済組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6号」を「第5号」に改める。

第2条第2項中、「給料」を「給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与をいう。以下同じ。）」に改め、同項の次に次の4号を加える。

一 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その資料を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給料

二 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうち第一号及び第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

三 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

四 借受資格を有する者のうち第一号から第三号までに掲げる者の以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

第2条第2項の次に次の1項を加える。

3 貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第3条第2項中、「給料」を「給料（地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるもの又はこれに相当する給与で次の各号に掲げる組合員の区分に応じ、当該各号に掲げる給与をいう。以下同じ。）」に改め、同項の次に次の4号を加える。

一 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その資料を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給料

二 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又

は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうち第一号及び第三号に掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

三 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与

四 借受資格を有する者のうち第一号から第三号までに掲げる者の以外の者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもつて支給されるものに相当する給与
第3条第2項の次に次の1項を加える。

3 貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10条第1項第1号中「法第2条第1項第5号に規定する給料をいう。以下この条において同じ。ただし、」を削る。

第13条第1項中「4. 36」を「4. 46」に改める。

附則第4項第1号中「4. 1」を「4. 2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
（利息等に関する経過措置）
- 2 改正後の貸付金規則（以下「改正後規則」という。）附則第4項の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付金に係る適用日の前日における未返済元金に係る適用日以後に到来する返済期日における利息についても適用し、適用日前に到来する返済期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4. 2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は改正後規則附則第4項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた貸付に係る特例期間等の終了の日後の返済期間における利息については、第13条に規定する貸付利率を適用する。

- 4 適用日前に貸し付けた貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する返済期日における返済額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未返済回数で適用日以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において改正後規則附則第4項各号に掲げる区分に応じた貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は改正後規則附則第4項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する返済期日における返済額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未返済回数で改定日等以後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する返済期日における返済額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済元金（第17条第1項の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未返済回数で特例期間等の終了の日後に返済したとしたならば適用されることとなる返済表に定める金額とし、当該返済表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

●名古屋市職員共済組合運営規則の一部を変更する規則

名古屋市職員共済組合運営規則の一部を変更する規則をここに公告する。

平成27年11月20日

名古屋市職員共済組合理事長 新開 輝夫

名古屋市職員共済組合規則第4号

名古屋市職員共済組合運営規則の一部を変更する規則

名古屋市職員共済組合運営規則（昭和37年名古屋市職員共済組合規則第1号）の一部を次のように変更する。

第5条第5項中「名古屋市職員共済組合公報に掲載して」を「適当な方法により」に改める。

第8条の2及び第9条を次のように改める。

第8条の2及び第9条 削除

第11条から第11条の6までを次のように改める

第11条 削除

(海外派遣職員の報酬等)

第11条の2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項の規定により派遣された者(次項において「海外派遣職員」という。)に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」という。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

- 2 海外派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

第11条の3 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された者(次項において「公益的法人等派遣職員」という。)に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

- 2 公益的法人等派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに3月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与とする。

(継続長期組合員の報酬等)

第11条の4 継続長期組合員(法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 継続長期組合員に係る令第40条第3項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第11条の5 削除

(組合役職員の報酬等)

第11条の6 組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

2 組合役職員に係る令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

第12条第1項中「組合員の掛金」を「組合員の掛金等(法第114条第1項に規定する掛金等をいう。以下同じ。)」に、「掛金を払い込んだもの」を「掛金等を払い込んだもの」に改め、同条第2項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第21条各号を次のように改める。

一 短期・長期月例用

組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金等に関する月例報告書別紙様式第1号

二 介護月例用

組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金に関する月例報告書 別紙様式第2号

三 短期・長期期末手当等用

組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金等に関する報告書 別紙様式第3号

四 介護期末手当等用

組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金に関する報告書 別紙様式第4号

別紙様式を次のように改める。

別紙様式第1号(月例用)									
組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金等に関する月例報告書									
平成 年 月分									
区 分	組 合 員 数 (人)			被扶養者数(人)	標 準 報 酬 の 月 額 (千 円)			掛 金 等 (円)	摘 要
	男	女	計		男	女	計		
本 月 中	加入								
	脱退								
本 月 末 現 在	一 般 組 合 員	短期							
		厚年							
		退職等							
	市 長 組 合 員	短期							
		厚年							
		退職等							
	長 期 組 合 員	厚年							
		退職等							
	特 定 消 防 組 合 員	短期							
		厚年							
	退 職 派 遣 組 合 員 (継 続 長 期 組 合 員)	厚年							
		退職等							
合 計	短期								
	厚年								
	退職等								
掛 金 等 免 除	産 前 産 後 (再 掲)								
	育 児 休 業 (再 掲)								
上記のとおり報告します。 平成 年 月 日 名古屋市職員共済組合理事長 様									
印									
<small>(注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。 (注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。 (注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。 (注4) 内容を確認し、公印を捺印の上、組合事務局に提出すること。また、内容に誤りがある場合は赤字で訂正すること。</small>									

別紙様式第2号(月例用)

組合員数、被扶養者数、標準報酬の月額及び掛金等に関する月例報告書(介護)

平成 年 月分

区 分	組 合 員 数 (人)			被扶養者数(人)	標 準 報 酬 の 月 額 (千 円)			掛 金 等 (円)	摘 要
	男	女	計		男	女	計		
本 月 中	加入								
	脱退								
本 月 末 現 在	一般組合員								
	市長組合員								
	長期組合員								
	特定消防組合員								
	退職派遣組合員 (継続長期組合員)								
	合 計								
掛 金 等 免 除	産前産後(再掲)								
	育児休業(再掲)								

上記のとおり報告します。
平成 年 月 日
名古屋市職員共済組合理事長 様

印

(注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。
(注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。
(注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。
(注4) 内容を確認し、公印を捺印の上、組合事務局に提出すること。また、内容に誤りがある場合は赤字で訂正すること。

別紙様式第3号(期末手当等用)

組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金等に関する報告書

平成 年 月分

区 分	組 合 員 数 (人)			被扶養者数(人)	標 準 期 末 手 当 等 の 額 (千 円)			掛 金 等 (円)	摘 要
	男	女	計		男	女	計		
一 般 組 合 員	短期								
	厚年								
	退職等								
市 長 組 合 員	短期								
	厚年								
	退職等								
長 期 組 合 員	厚年								
	退職等								
特 定 消 防 組 合 員	短期								
	厚年								
	退職等								
退 職 派 遣 組 合 員 (継続長期組合員)	厚年								
	退職等								
合 計	短期								
	厚年								
	退職等								
掛 金 等 免 除	産前産後(再掲)								
	育児休業(再掲)								

上記のとおり報告します。
平成 年 月 日
名古屋市職員共済組合理事長 様

印

(注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。
(注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。
(注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。
(注4) 内容を確認し、公印を捺印の上、組合事務局に提出すること。また、内容に誤りがある場合は赤字で訂正すること。

別紙様式第4号(期末手当等用)

組合員数、被扶養者数、標準期末手当等の額及び掛金等に関する報告書(介護)

平成 年 月分

区 分	組 合 員 数 (人)			被扶養者数(人)	標 準 期 末 手 当 等 の 額 (千 円)			掛 金 等 (円)	摘 要
	男	女	計		男	女	計		
一 般 組 合 員									
市 長 組 合 員									
長 期 組 合 員									
特 定 消 防 組 合 員									
退 職 派 遣 組 合 員 (継 続 長 期 組 合 員)									
合 計									
掛 金 等 免 除	産 前 産 後 (再 掲)								
	育 児 休 業 (再 掲)								

上記のとおり報告します。
平成 年 月 日
名古屋市職員共済組合理事長 様

印

(注1) 在職派遣組合員については、一般組合員の欄に含めて記入すること。
(注2) 掛金等の欄は、掛金等免除者を除いた実支払額を記入すること。
(注3) 掛金等免除の欄は再掲で記入すること。
(注4) 内容を確認し、公印を捺印の上、組合事務局に提出すること。また、内容に誤りがある場合は赤字で訂正すること。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

3 規程の改正等

●管理規程の一部を改正する規程

管理規程の一部を改正する規程をここに公告する。

平成27年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 新 開 輝 夫

名古屋市職員共済組合規程第5号

管理規程の一部を改正する規程

管理規程（昭和37年名古屋市職員共済組合規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「、法第118条第3項に規定する審査会委員の委嘱及び運営規則」を「、運営規則」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条第2項共済課事務係の項第1号中「及び組合審査会」を削り、同項第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

八 経過的長期預託金管理經理の事業計画及び執行

第9条第2項共済課長期給付係の項第1号及び第3号を削り、第2号を第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

- 一 厚生年金保険経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- 二 退職等年金経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）
- 三 経過的長期経理の事業計画及び執行（他係の主管に属するものを除く。）

第11条第1項事務局長代決事項の項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2項共済課長代決事項の項第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- 二 標準報酬の決定及び改定に関すること。

第18条第1項第1号中「、ゆうちょ銀行」を削り、同項第2号中「長期経理」を「厚生年金保険経理」に改め、「丸八信用組合」の次に「、三菱東京UFJ銀行東海公務部」を加え、「、三井住友信託銀行名古屋営業部及び同行名古屋栄支店」を削り、同項第7号を削り、同項第6号中「、三井住友信託銀行名古屋栄支店」を削り、同号を第9号とし、同項第5号中「及び同行名古屋港支店」を削り、同号を第8号とし、同項第4号中「及び同行名古屋港支店」を削り、同号を第7号とし、同項第3号中「、ゆうちょ銀行」を削り、同号を第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加える。

- 三 退職等年金経理 丸八信用組合、三菱東京UFJ銀行東海公務部
- 四 経過的長期経理 丸八信用組合、三菱東京UFJ銀行東海公務部
- 五 経過的長期預託金管理経理 三菱東京UFJ銀行東海公務部

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

●名古屋市職員共済組合審査会運営規程及び長期給付手続規程を廃止する規程

名古屋市職員共済組合審査会運営規程及び長期給付手続規程を廃止する規程をここに公告する。

平成27年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 新開 輝夫

名古屋市職員共済組合規程第6号

名古屋市職員共済組合審査会運営規程及び長期給付手続規程を廃止する規程

次に掲げる規程は廃止する。

- (1) 名古屋市職員共済組合審査会運営規程（平成15年名古屋市職員共済組合規程第7号）
- (2) 長期給付手続規程（平成10年名古屋市職員共済組合規程第5号）

附 則

この規程は、公告の日から施行する。

●運用規程の一部を改正する規程

運用規程の一部を改正する規程をここに公告する。

平成27年11月20日

名古屋市職員共済組合理事長 新開 輝夫

名古屋市職員共済組合規程第7号

運用規程の一部を改正する規程

運用規程（昭和43年名古屋市職員共済組合規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第9条第3項中「給料及び期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（報酬額の報告）

第9条の2 給与支払機関は、法第43条第5項、第8項、第10項、第12項及び第14項に規定する標準報酬の決定及び改定を行うために必要な報告について、組合事務局に提出するものとする。

第23条第1項中「掛金の標準となる給料（期末手当等に係る掛金にあつては期末手当等）」を「標準報酬の月額（期末手当等にあつては標準期末手当等の額）」に改め、「（運営規則で定める仮定給料等を含む。以下同じ。）」を削り、「給料と掛金」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金」に改め、同条第2項を削る。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第28条第1項中「掛金の標準となる給料」を「標準報酬の月額」に、「給料と負担金」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金」に、「期末手当等に係る掛金にあつては期末手当等」を「期末手当等にあつては標準期末手当等の額」に、「期末手当等に係る負担金」を「標準期末手当等の額に係る負担金」に、「翌月末日」を「末日」に改め、同条第2項及び第3項中「給料」を「標準報酬の月額」に改める。

第32条中「給料」を「標準報酬の月額」に改める。

第34条第1項中「掛金の標準となる給料」を「標準報酬の月額」に、「期末手当等」を「標準期末手当等の額」に、「掛金」を「掛金等」に改める。

第34条の2中「給料及び期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当の額」に、「給料総額」を「標準報酬の月額の総額」に、「期末手当等総額」

を「標準期末手当等の額の総額」に改める。

附 則

この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

●名古屋市職員共済組合個人情報保護規程

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程をここに公告する。

平成27年11月20日

名古屋市職員共済組合理事長 新開 輝夫

名古屋市職員共済組合規程第8号

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程

名古屋市職員共済組合個人情報保護規程（平成17年名古屋市職員共済組合規程第7号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 個人情報の管理体制（第3条）
- 第3章 個人情報の取得等（第4条—第7条）
- 第4章 個人情報の管理（第8条—第17条）
- 第5章 個人情報の第三者提供（第18条—第20条）
- 第6章 保有個人データの開示等（第21条—第29条）
- 第7章 苦情処理（第30条）
- 第8章 その他（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）が管理する個人情報の保護及び適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、組合の行う事業の適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ 組合が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの及び6月以内に消去することとなるものを除く。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第2章 個人情報の管理体制

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第3条 個人情報の安全管理のため、組合に個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者を置く。

第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第4条 組合は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 組合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならない。

2 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者をいう。)から業務を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (適正な取得)

第6条 組合は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 組合は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合は、この限りでない。

3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

5 インターネットその他の高度通信ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報取得する場合は、その事実と利用目的を通知し、又は公表しなければならない。

第4章 個人情報の管理

(データ内容の正確性の確保)

第8条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確

かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(職員等の責務)

第9条 次に掲げる者(以下「職員等」という。)は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(1) 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者

(2) 第15条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者

(3) 第15条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

2 職員等は、この規程の定めるところに従い、適正な個人情報の管理に努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 組合は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の監督)

第11条 組合は、職員等に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育・訓練の実施)

第12条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び個人情報の保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

(守秘義務等)

第13条 個人情報を取り扱う業務に従事する者又は従事していた者は、組合の業務に関して知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託)

第14条 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とする。

2 前項の場合において、個人情報が適正に取り扱われるよう、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

(委託先の監督)

第15条 組合は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個

個人情報に関する秘密保持その他個人情報の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

- 2 組合は、個人情報の取扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、個人情報の適切な取扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。
- 3 組合は、委託した個人データの安全管理が図れるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 個人情報の漏えい等の事案の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、前項の規定により、個人情報の漏えい等の事案の兆候の連絡を受けた場合には、事故を事前に防ぐための必要な措置を講じるものとする。
- 3 個人情報保護管理者は、第1項の規定により、個人情報の漏えい等の事故発生連絡を受けた場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況等について理事長に報告しなければならない。
- 4 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい等の事故発生を把握した場合には、直ちに総務大臣及び名古屋市に事実関係を報告するものとする。

(収集等の原則)

第17条 組合は、個人情報の収集、保管又は利用に当たっては、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等に基づき、組合が所掌する業務の目的達成に必要な最小限の範囲で、適正に行わなければならない。

第5章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限)

第18条 個人データについては、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得なければ第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第19条 組合は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

2 組合は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第20条 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 組合が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 合併その他の事由による業務の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
 - ア 共同して利用する旨
 - イ 共同して利用される個人データの項目
 - ウ 共同して利用する者の範囲
 - エ 利用する者の利用目的
 - オ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 組合は、前項第3号エ又はオに規定する内容を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第21条 組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 組合名

- (2) すべての保有個人データの利用目的（第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次条第1項、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続
- (4) 第29条第2項の規定による手数料の額
- (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
(保有個人データの利用目的の通知)

第22条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(開示)

第23条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 法令に違反することとなる場合

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第24条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等）

第25条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取得されたものであるという理由又は第5条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第18条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（1）第1項の規定に基づき保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき

（2）前項の規定に基づき保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき

(理由の説明)

第26条 組合は、第22条第2項、第23条第2項、第24条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の申出方法等)

第27条 第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下「開示等の申出」という。）を行う者（以下「開示等の申出者」という。）は、別に定める申出書（以下「開示等申出書」という。）を組合に提出しなければならない。

2 開示等の申出者は、別に定めるところにより、当該開示等の申出者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等申出書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、提出された開示等申出書に不備があると認めるときは、当該開示等の申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 開示等の申出は、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(開示等の申出に対する決定通知)

第28条 組合は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、その結果を理事長が別に定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内（事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内）に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を理事長が別に定める方法により通知するものとする。

(費用の負担)

第29条 組合は、第22条の規定による利用目的の通知又は第23条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に要する費用を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において別に定めるものとする。

第7章 苦情処理

(苦情処理)

第30条 組合は、個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

第8章 その他

(補則)

第31条 組合が保有する個人情報の保護に関する事項は、この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律その他の関連する法令等の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、組合における個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(見直し)

第32条 組合は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すものとする。

附 則

1 この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

2 この規程による改正前の規程に基づく個人情報の開示、訂正及び削除並びに苦情の申出については、なお、従前の例による。

(名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等の保存に係る運用管理規程の一部改正)

3 名古屋市職員共済組合診療報酬明細書等の保存に係る運用管理規程(平成23年名古屋市職員共済組合規程第6号)の一部を次のように改正する。

第15条中「平成17年」を「平成27年」に、「第7号」を「第8号」に改める。

●名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程をここに公告する。

平成27年11月20日

名古屋市職員共済組合理事長 新 開 輝 夫

名古屋市職員共済組合規程第9号

名古屋市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定個人情報等の管理体制(第3条)

- 第3章 特定個人情報等の取扱い（第4条—第9条）
- 第4章 特定個人情報等の管理（第10条—第23条）
- 第5章 開示、訂正及び利用停止（第24条—第30条）
- 第6章 雑則（第31条）
- 第7章 苦情処理（第32条）
- 第8章 その他（第33条・第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、並びに組合が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、もって、特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2）番号法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）をいう。
- （3）個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- （4）本人 個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- （5）特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- （6）保有特定個人情報 次に掲げる者（以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は収集した特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）であつて、職員等が組織的に利用するものとして、組合が保有しているもの（文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記録されている

ものに限る。)

ア 組合役員若しくは職員又は役員であった者若しくは職員であった者

イ 第16条第1項に規定する委託先に従事する者又は従事していた者

ウ 第16条第2項に規定する派遣された職員又は派遣されていた者

(7) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(8) 個人情報ファイル 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

(9) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

(10) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して行う事務をいう。

(11) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(12) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(13) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

第2章 特定個人情報等の管理体制

(特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報

保護監査責任者)

第3条 特定個人情報等の安全管理のため、組合に特定個人情報保護総括責任者、特定個人情報保護責任者及び特定個人情報保護監査責任者を置く。

第3章 特定個人情報等の取扱い

(個人番号の提供の要求)

第4条 組合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 組合は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により、地方公共団体情報システム機構に対し同条に規定する機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

(個人番号の提供の求めの制限及び特定個人情報の収集等の制限)

第5条 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

2 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

3 組合は、個人番号利用事務等を処理する必要がなくなった場合は、所管法令において定められた保存期間の経過後、速やかに個人番号を廃棄又は削除しなければならない。

(利用目的の特定)

第6条 組合は、特定個人情報等を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(収集に際しての利用目的の通知等)

第7条 組合は、特定個人情報等を収集した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 組合は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された特定個人情報等を収集する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の特定個人情報等を収集する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 組合は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に

通知し、又は公表しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、組合が行う業務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(適正な収集)

第8条 組合は、偽りその他不正の手段により特定個人情報等を収集してはならない。

(本人確認の措置)

第9条 組合は、第4条第1項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条の規定により、本人又はその代理人から個人番号及びその者が個人番号によって識別される本人であることを確認するための措置をとらなければならない。

第4章 特定個人情報等の管理

(正確性の確保)

第10条 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(保有特定個人情報に関する事項の公表等)

第11条 組合は、保有特定個人情報に関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

(1) すべての保有特定個人情報の利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)

(2) 第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項若しくは第2項の規定による求めに応じる手続

(3) 第30条第2項の規定による手数料の額

(4) 保有特定個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

(安全確保の措置)

第12条 組合は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 組合は、その取り扱う保有特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員等の義務)

第13条 特定個人情報等の取扱いに従事する職員等は、その業務に関して知り得た特定個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(職員等の監督)

第14条 組合は、職員等に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、当該特定個人情報等の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育・訓練の実施)

第15条 組合は、職員等の知識・技能の習得及び特定個人情報等の保護に対する職業倫理の向上のため、職員等に職責、経験等を考慮した教育・訓練を行うものとする。

(委託先の監督)

第16条 組合は、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合は、特定個人情報等に関する秘密保持その他特定個人情報等の保護の水準を満たしている者を委託先とし、委託先が講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

2 組合は、特定個人情報等の取扱いを派遣協定等により派遣された職員等に行わせる場合には、特定個人情報等の適切な取扱いに関する事項を当該派遣協定書に明記するものとする。

3 組合は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の安全管理が図られるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督を行うものとする。

(再委託等)

第17条 前条第1項の規定により組合から委託を受けた者は、事前に組合の許諾を書面により得た場合に限り、その委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとする。

2 前条第1項の規定により組合から委託を受けた者は、前項に基づき委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、特定個人情報等に関する秘密保持その他特定個人情報等の保護の水準を満たしている者を再委託先とし、再委託先に講じるべき安全管理措置等に関し必要な事項を委託契約書等に明記するものとする。

3 前条第1項の規定により組合から委託を受けた者は、再委託を行う場合は、再委託先に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又はその兆候を察知した者は、直ちに特定個人情報保護責任者に報告しなければならない。

- 2 特定個人情報保護責任者は、前項の規定により、特定個人情報等の漏えい等の事案の兆候の連絡を受けた場合には、事故を事前に防ぐための必要な措置を講じるものとする。
- 3 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又はその兆候を把握した場合には、速やかに特定個人情報保護総括責任者に報告するものとする。
- 4 特定個人情報保護総括責任者は、前項の規定により、特定個人情報等の漏えい等の事故発生の連絡を受けた場合には、速やかに事故の経緯及び被害状況等を調査し、復旧のための必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況等について理事長に報告するものとし、理事長は総務大臣及び特定個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 5 前項に規定による報告のうち、長期給付に関する事項については、全国市町村職員共済組合連合会にも併せて報告しなければならない。

(個人番号の利用制限)

第19条 組合は、番号法第9条に規定される利用の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。

(保有特定個人情報の利用目的による制限)

第20条 組合は、第6条の規定により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、保有特定個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 番号法第9条第4項の規定に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第21条 組合は、番号法第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第22条 組合は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(保有特定個人情報の利用目的の通知)

第23条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有特定個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第11条の規定により当該本人が識別される保有特定個人情報の利用

目的が明らかな場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

- 2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有特定個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

第5章 開示、訂正及び利用停止

(開示)

第24条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有特定個人情報の開示（当該本人が識別される保有特定個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく当該保有特定個人情報を開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

- 2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有特定個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- 3 法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有特定個人情報の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有特定個人情報については、同項の規定は、適用しない。

(訂正等)

第25条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有特定個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有特定個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有特定個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 組合は、前項の規定に基づき求められた保有特定個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第26条 組合は、本人から、当該本人が識別される保有特定個人情報第8条の規定に違反して収集されたものであるという理由又は第20条の規定に違反して取り扱われているという理由によって、当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 組合は、本人から、当該本人が識別される保有特定個人情報が番号法第20条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有特定個人情報の第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有特定個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3 次の各号に定める場合には、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(1) 第1項の規定に基づき保有特定個人情報の全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき

(2) 前項の規定に基づき保有特定個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたとき

(理由の説明)

第27条 組合は、第23条第2項、第24条第2項、第25条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の申出方法等)

第28条 第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項又は第26条第1項若しくは第2項の規定による求め（以下この条及び次条において「開示等の申出」という。）を行う者（以下この条及び次条において「開示等の申出

者」という。)は、理事長が別に定める申出書(以下この条及び次条において「開示等申出書」という。)を組合に提出しなければならない。

2 開示等の申出者は、別に定めるところにより、当該開示等の申出者が本人又は第4項に規定する代理人であることを確認するために必要な書類及び訂正等を求める内容が真正であることを証明する書類を開示等申出書に添えて提出し、又は提示しなければならない。

3 組合は、提出された開示等申出書に不備があると認めるときは、当該開示等の申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 開示等の申出は、次に掲げる代理人によってすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

(開示等の申出に対する決定通知)

第29条 組合は、開示等の申出者に対し、開示等申出書の提出があった日から30日以内に当該申出に係る決定を行い、その結果を理事長が別に定める方法により通知するものとする。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定にかかわらず、組合は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内(事務処理に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内)に限り延長することができる。この場合において、組合は、開示等の申出者に対し、延長後の期間及び延長の理由を理事長が別に定める方法により通知するものとする。

(費用の負担)

第30条 組合は、第23条第1項の規定による利用目的の通知又は第24条第1項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に要する費用を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において別に定めるものとする。

第6章 雑則

(適用除外等)

第31条 名古屋市職員共済組合個人情報保護規程(平成27年名古屋市職員共済組合規程第8号)は、組合における特定個人情報等の取扱い並びに保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止については、適用しない。

第7章 苦情処理

(苦情処理)

第32条 組合は、組合における特定個人情報等の取扱いに関する苦情があつた場合は、当該苦情に係る事情を調査し、適切かつ迅速な処理を行うものとする。

第8章 その他

(補則)

第33条 組合が保有する特定個人情報等の適正な取扱いに関する事項は、この規程に定めるもののほか、番号法及び個人情報の保護に関する法律その他の関連する法令等の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、組合における特定個人情報等の適正な取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(見直し)

第34条 組合は、特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを維持するため、常に特定個人情報等の収集等及び管理の状況等を把握し、必要に応じて特定個人情報等の適正な取扱いのための措置を見直すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月5日から適用する。
(情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携)
- 2 組合は、番号法別表第二の第一欄及び第三欄に掲げる者として、情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の情報連携等を行うことに関し必要な事項を別に定めるものとする。

●短期給付及び附加給付等支給手続規程の一部を改正する規程

短期給付及び附加給付等支給手続規程の一部を改正する規程をここに公告する。

平成27年11月20日

名古屋市職員共済組合理事長 新開 輝夫

名古屋市職員共済組合規程第10号

短期給付及び附加給付等支給手続規程の一部を改正する規程

短期給付及び附加給付等支給手続規程（平成20年名古屋市職員共済組合規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「給付の標準となる給料」を「標準報酬の月額」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成27年10月1日以後に給付事由の生じた各給付の差額支給について適用し、同日前に給付事由の生じた各給付の差額支給については、なお従前の例による。

●名古屋市職員共済組合の指定する医師

名古屋市職員共済組合の指定する医師

平成27年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 新開 輝夫

名古屋市職員共済組合告示第1号

長期給付手続規程（平成10年名古屋市職員共済組合規程第5号）の廃止に伴い、平成18年名古屋市職員共済組合告示第1号（名古屋市職員共済組合の指定する医師）は、平成27年9月30日限り廃止する。

4 予算

●平成27年度変更事業計画及び予算

平成27年度変更事業計画及び予算をここに公告する。

平成27年9月30日

名古屋市職員共済組合理事長 新開 輝夫

名古屋市職員共済組合公告第10号

平成27年度変更事業計画及び予算

（以下予算書のとおり）

平成 2 7 年度変更事業計画及び予算

名古屋市職員共済組合

目 次

	ページ
1 事業計画概況	3
2 経過的長期預託金管理経理	7
3 貸付経理	13

事 業 計 画 概 況

平成27年度事業計画概況の一部を次のとおり変更する。

経理単位名	概		要				
経過的長期 預託金管理 経	1. 資金計画		(単位：千円)				
	損益計算		貸借対照				
	取	利息及び配当金	18,829	流動資産	130,890		
		償還差益	0	固定資産	1,638,645		
	入	計	18,829	計	1,769,535		
	支	支払利息	18,829	流動負債	0		
				固定負債	1,769,535		
	出	計	18,829	計	1,769,535		
	差引	当期利益金	0	差引次年度繰越利益剰余金	0		
	2. 資産の構成割合						
経過的長期預託金管理経理の資産の構成割合は、次のとおり見込むものとする。		(単位：千円、%)					
資産区分		平成26年度末		平成27年度末		比較増△減	
		見込額 A	構成割合 a	推計額 B	構成割合 b	金額 (B-A)	割合 (b-a)
資産区分①	預金	—	—	130,809	7.39	130,809	7.39
	地方公共団体の一時借入れに対する貸付け	—	—	—	—	—	—
	投資有価証券	—	—	350,000	19.78	350,000	19.78
	その他	—	—	81	0.00	81	0.00
	資産区分①計	—	—	480,890	27.17	480,890	27.17
資産区分②	投資不動産	—	—	—	—	—	—
	資産区分②計	—	—	—	—	—	—
資産区分③	貸付経理へ貸付金	—	—	1,288,645	72.83	1,288,645	72.83
	資産区分③計	—	—	1,288,645	72.83	1,288,645	72.83
合計			100.00	1,769,535	100.00	1,769,535	—
<p>(注) 1 資産区分①の「その他」欄は、未収収益、未収金、仮払金等の合計額である。 2 資産区分②は、不動産又は組合の行う事業のうち不動産の取得を目的とする貸付金である。 3 資産区分③は、不動産の取得以外の組合の行う事業に対する貸付金である。</p>							

経理単位名	概 要				
貸付経理	(2) 貸付金の現況及び貸付利率				
	イ 貸付資金の増減状況 (単位:千円、%)				
	資金の内容	平成26年度末見込 A	平成27年度末推計 B	比 較	
				金額 (B-A) C	比率 C/A
	長期経理より借入金	2,309,645	0	△ 2,309,645	△ 100.0
	経過的長期預託金管理経理より借入金	1,288,645	1,288,645	1,288,645	—
	欠損金補てん積立金	276,980	229,586	△ 47,394	△ 17.1
	計	2,586,625	1,518,231	△ 1,068,394	△ 41.3
	ロ 貸付条件 (高額医療貸付及び出産貸付を除き、新規貸付は休止中である。) (単位:%、千円、月)				
	種 類	利 率 (年)	最 高 限 度 額	償 還 期 間	据 置 期 間
普 通 貸 付	4.36 (特例利率2.66)	2,000	120		
	平成27年10月1日～ 4.46 (特例利率2.66)				
住 宅 貸 付		18,000	360		
災 害 貸 付	住 宅 4.36 (特例利率年2.66)	18,000	360	1年	
	追 加 平成27年10月1日～ 3.72 (特例利率年2.22)	19,000	360	1年	
特 別 貸 付	医 療 4.36 (特例利率2.66)	1,000	120		
	入 学 4.36 (特例利率2.66)	2,000	120		
	結 婚 平成27年10月1日～ 4.46 (特例利率2.66)	2,000	120		
	葬 祭 4.46 (特例利率2.66)	2,000	120		
在 宅 介 護 対 応 住 宅 貸 付 (加 算)	4.1 (特例利率2.4) 平成27年10月1日～ 4.2 (特例利率2.4)	3,000	360		
高 額 医 療 貸 付	無 利 息	高 額 療 養 費 相 当 額			
出 産 貸 付	無 利 息	出 産 費 ・ 家 族 出 産 費 相 当 額			

経過の長期預託金管理経理

平成27年度予算に経過的長期預託金管理経理を追加する。

経過的長期預託金管理経理 予 算 総 則

事 項	平 成 2 7 年 度
経理単位相互間における 資金の融通の最高限度額及 び条件	貸付経理への長期貸付金 1,700,000,000円 貸付利率 財政融資資金利率に応じて総務大 臣が定める率 年2.4%～4.2%

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書

科 目	平成25年度 決算額	平成26年度 推 計	平成27年度 推 計	前年度対比較 増△減	
				平成26年度	平成27年度
〔借方〕	千円	千円	千円	千円	千円
経常費用 (事業費用)	—	—	18,829	—	18,829
支払利息	—	—	18,829	—	18,829
合 計	—	—	18,829	—	18,829
〔貸方〕					
経常収益 (運用収入)	—	—	18,829	—	18,829
利息及び配当金	—	—	18,829	—	18,829
合 計	—	—	18,829	—	18,829

経過の長期預託金管理経理
予定損益計算書説明書

科 目	平成26年度		平成27年度	
〔借方〕	千円		千円	
経常費用 (事業費用)	—		18,829	
支払利息	—		18,829	
合 計	—		18,829	
〔貸方〕	千円		千円	
経常収益 (運用収入)	—		18,829	
利息及び配当金	—		18,829	
	貸付金利息	—	貸付金利息	17,234
	有価証券利息	—	有価証券利息	1,593
	預金利息	—	預金利息	2
合 計	—		18,829	

経過の長期預託金管理経理
予定貸借対照表

科 目	平成25年度	平成26年度		平成27年度	
	決算額	増△減	年度末	増△減	年度末
〔借方〕	千円	千円	千円	千円	千円
流動資産	—	—	—	130,890	130,890
普通預金	—	—	—	130,809	130,809
未収収益	—	—	—	81	81
固定資産	—	—	—	1,638,645	1,638,645
(投資及びその他の資産)					
投資有価証券	—	—	—	350,000	350,000
長期貸付金	—	—	—	1,288,645	1,288,645
合 計	—	—	—	1,769,535	1,769,535
〔貸方〕					
固定負債	—	—	—	1,769,535	1,769,535
連合会預託金	—	—	—	1,769,535	1,769,535
合 計	—	—	—	1,769,535	1,769,535

経過の長期預託金管理経理
予定貸借対照表説明書

科 目	平成26年度	平成27年度
〔借方〕	千円	千円
流動資産	—	130,890
普通預金	—	130,809
未収収益	—	81
固定資産	—	1,638,645
(投資およびその他の資産)		
投資有価証券	—	350,000
長期貸付金	—	1,288,645
合 計	—	1,769,535
〔貸方〕	千円	千円
固定負債	—	1,769,535
連合会預託金	—	1,769,535
合 計	—	1,769,535

貸 付 経 理

平成27年度予算の一部を次のように変更する。

貸 付 経 理
予 算 総 則

事 項	平 成 2 7 年 度	
	現 行	改 正
1 法第25条の規定により 余裕金の運用として行う有 価証券取得の最高限度額	0円	現行と同じ
2 経理単位相互間における 資金の融通の最高限度額及 び条件	短期経理より短期借入金 20,000,000円 借入利率 無利息	現行と同じ
	長期経理より長期借入金 2,400,000,000円 借入利率 年4.1% 特例期間においては、 年2.4%~4.1%	(平成27年4月~9月) 長期経理より長期借入金 2,400,000,000円 借入利率 年4.1% 特例期間においては、 年2.4%~4.1% (平成27年10月~平成28年3月) 経過的長期預託金管理経理より 長期借入金 1,700,000,000円 借入利率 財政融資資金利率に応じて総務大 臣が定める率 年2.4%~4.2%
3 人件費及び事務費の最高 限度額	職員給与 8,594,000円 事務費 1,006,000円	現行と同じ
4 組合員貸付金の最高限度 額及び条件	最高限度額 普通貸付金 2,000,000円 住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害住宅貸付金 18,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 災害追加貸付金 19,000,000円 (在宅介護対応住宅加算) 3,000,000円 特別貸付金 入学貸付 2,000,000円 医療貸付 1,000,000円 結婚貸付 2,000,000円 葬祭貸付 2,000,000円	現行と同じ
	貸付利率 年4.36% 特例期間中においては、 年2.66%~4.36% (在宅介護対応住宅加算に ついては、年2.4%~4.1%)	(平成27年4月~9月) 貸付利率 年4.36% 特例期間中においては、 年2.66%~4.36% (在宅介護対応住宅加算に ついては、年2.4%~4.1%) (平成27年10月~平成28年3月) 貸付利率 年4.46% 特例期間中においては、 年2.66%~4.46% (災害住宅貸付及び災害追加貸付 については年2.22~3.72%,在宅介 護対応住宅加算については、 年2.4%~4.2%)
	高額医療貸付金 高額療養費支給対象額の100 分の90 出産貸付金 出産費等支給対象額 貸付利率 無利息	現行と同じ

人事異動

1 議員・役員

議員辞任

平成27年6月1日

議 員 上 野 勉

補欠選挙に伴う互選議員当選

平成27年6月25日

環 境 局 川 瀬 修

議員辞任

平成27年6月26日

議 員 水 谷 達 也

役員辞任

平成27年6月26日

理 事 水 谷 達 也

補欠選挙に伴う互選議員当選

平成27年7月23日

上 下 水 道 局 近 藤 夏 樹

役員就任

平成27年9月25日

理 事 近 藤 夏 樹

2 組合の指定する医師

指定医師解嘱

平成27年9月30日

公立大学法人市立大学

大学院 医学研究科 大 原 弘 隆

公立大学法人市立大学

大学院 医学研究科 大 塚 隆 信

公立大学法人市立大学

大学院 医学研究科 竹 内 浩

3 審査会委員

委員解嘱

平成27年9月30日

弁 護 士 伊 藤 貞 利

医 師 大 原 弘 隆

総務局職員部長 河 野 和 彦

交通局総務部長 舟 橋 洋 一

天白区主事 知 崎 広 二

交通局運輸技師 太 田 幸 治